

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について自民党・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部ヒアリングに出席（保育三団体協議会）…………… 1
- ◆ 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援）に関する翌債手続等について（厚生労働省）…………… 3
- ◆ 社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（厚生労働省）…………… 3
- ◆ 「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について（厚生労働省）…………… 4
- ◆ 時間外労働の上限規制（中小企業）について「わかりやすい説明」資料を公表（厚生労働省）…………… 6

- ◆ **新型コロナウイルス感染症への対応について自民党・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部ヒアリングに出席（保育三団体協議会）**

令和2年3月19日、自民党・党本部で開催された新型コロナウイルス関連肺炎対策本部（本部長・田村憲久衆議院議員）の団体ヒアリングに、保育三団体協議会（本会・全国私立保育園連盟・日本保育協会）から、今年度の幹事団体である全国私立保育園連盟の小林公正会長が代表して出席し、保育三団体協議会としての考えを伝えました。

小林会長は、保育関係者は不安や戸惑いを感じ、リスクを背負いながら、使命感をもってほとんどの施設が開所している状況であること、マスクの配布や備品購入等の支援が行われているものの、まだなお保育現場での安心安全が十分に確保されていないため、さらなる追加措置を求めることを述べたうえで、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応

策-第2弾-」として実施されたマスク・消毒液等の購入に係る経費の補助に関して、国の方針が十分に地方自治体に伝わっていないこと、3月末までの限られた時間での対応であり、会計処理等に苦慮している実態を伝え、さらなる柔軟な対応と地方自治体への周知の徹底を求めました。

これに対し、同会合に出席していた厚生労働省の谷田貝保育課長からは、今年度の予算措置ではあるものの、柔軟な対応として何が出来るかを早急に整理して現場に伝えたい旨の発言がありました。

ヒアリングに提出した資料では、3月10日の厚生労働省との意見交換と同様、保育三団体協議会として、保育所等が子どもと家族、職員の健康を守り、その役割を果たしていくために、感染防止・衛生用品不足への対応や、保育士等が不足するなどやむを得ない場合に、休校等により家庭で保育が可能な保護者等に、国・自治体等からも家庭での保育の協力をお願いすること等を示しました。

なお、3月18日、上記ヒアリングに先立ち、本会万田会長は、全国私立保育園連盟小林公正会長、日本保育協会大谷泰夫理事長とともに、新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の本部長を務める田村憲久衆議院議員を訪問し、新型コロナウイルス感染症への対応に関する保育三団体協議会としての考えを説明し、意見交換を行っています。

【主な感染防止・衛生用品確保等の国の対応について（通知等）】

新型コロナウイルス感染症への対応については、この間、厚生労働省・内閣府より事務連絡が数次にわたり発出されています。

通知発出日	通知タイトル	主な内容
令和2年3月5日	保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係る Q&A について（令和2年3月5日現在）	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが濃厚接触者に特定された場合の対応 保育士が不足した場合の対応 等
令和2年3月10日	保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（緊急対応策第2弾関係）	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等における消毒液購入等に必要の費用の補助 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入し、保育所・介護施設等の職員に1人1枚は行き渡るよう配布を行う 等
令和2年3月10日	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 一斗缶などの大容量消毒用エタノールを他のように詰め替えて使用する際の取扱いについて周知
令和2年3月18日	介護施設等に対する布製マスクの配布について	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応策-第2弾-で示された保育所・介護施設等の職員への布製マスクの配布方法
令和2年3月23日	保育対策総合支援事業補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止策に係る支援）に関する翌債手続等について	<ul style="list-style-type: none"> 翌年度以降にマスク購入等を行う場合の補助金の手続きについて周知

上記以外にも新型コロナウイルス感染症への対応については、随時最新の内容に更新されています。詳細については、下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援）に関する翌債手続等について（厚生労働省）

令和2年3月23日、厚生労働省は各都道府県宛てに標記事務連絡を発出しました。

この事務連絡は、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援）に関し、令和2年3月24日（火）に交付決定が行われる予定であるため、必要に応じて速やかに、管轄の財務局等と繰越（翌債）手続を行う必要があること（令和2年3月27日まで）を周知するものです。

これに関し、各区市町村および事業者（保育所等）が行う必要がある手続は下記になりますので、ご対応ください。

「事務連絡内 4.市区町村及び事業者（保育所等）が行う必要がある事務手続」

本補助金（保育対策総合支援事業費補助金）は、他の補助金と同様に、原則としてその年度内に支出を終わらなければならない性格のものです。上記 1.のとおり、事業完了が令和2年度となる場合は、翌債手続を経て、翌年度に繰り越して使用することができますので、年度内に一定の手続を行っていただくよう、お願いいたします。



「厚生労働省から都道府県に送信されたメールの本文内 2（2）」

事務連絡に記載の「一定の手続」とは、例えば、マスク等の購入（発注）を行おうとしても、業者に在庫がなく、納入見込みも未定のため、業者が契約（発注）に応じない場合に、事業者等が、「契約（発注）申し込みを行う意思があることを確認できる書類（備品の種類、数量、購入予定金額等を記載したもの）を作成しておくこと」等により、事業に着手していると客観的に認められる行為を行うことなどが考えられますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事務連絡本文等の内容の詳細は、下記ホームページの「34」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について（厚生労働省）

令和2年3月25日、厚生労働省は各都道府県宛てに標記事務連絡を発出しました。

これは、保育所・認定こども園等を含めた社会福祉施設の職員に対し、改めて感染症拡大防止への注意喚起を呼びかけるものです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発生をする密接場面」とされており、社会

福祉施設等の職員においては、「密」を避けて外出しましょう！」（次ページ参照）も踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける、などの対応を徹底するよう求められています。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「35」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

(別紙)
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

密 を避けて 外出しましょう!

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。

首相官邸
厚生労働省
厚労省 コロナ 検索

◆「保育所における自己評価ガイドライン」の改訂について（厚生労働省）

令和2年3月19日、『保育所における自己評価ガイドライン』の改訂について」が通知されました。

今回の改訂は、平成21年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」が策定されてから11年が経過し、保育所保育指針の改定や保育所における自己評価の実施状況等を踏ま

え、有識者による「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」における検討を経て、改訂されたものです。

ガイドラインは、検討会の下に設置された作業チームにおける協議をもとに改訂版試案が作成され、保育の現場での試行検証を経て改訂されています。改訂版試案を作成した作業チームには、本会村松幹子副会長（全国保育士会会長）が、たかくさ保育園園長の立場で参加しています。

また、今回は、ガイドラインの改訂とあわせて、ガイドラインを踏まえた取り組みを行う際の具体的な留意点や工夫例をまとめた、「保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」（全14ページ）も作成されています。このハンドブックは、保育現場の協力のもと、日頃園で実際に行っていることなどをもとに、「保育への手応えが生まれ、保育がより楽しくなる評価」をめざして、自己評価の実施にあたって、大切にしたいことや意識したいことなどがまとめられています。

詳細は下記ホームページ内、「5 保育所保育指針関係」内、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 5 保育所保育指針関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、**保育所における保育内容等の評価による保育の改善**に資するよう、保育所保育の特性を踏まえた保育内容等の自己評価の基本を示し、各保育所が、保育内容等の評価に取り組む際に活用する。

1 保育内容等の評価の基本的な考え方

- ・保育所保育指針に基づく「保育内容等の評価」について、目的と意義・対象・主体・全体像など、基本的な考え方について記載
 - (1) 保育所保育指針に基づく保育内容等の評価
 - (2) 保育内容等の評価の目的と意義
 - (3) 保育内容等の評価の全体像と多様な視点の活用

2 保育士等による保育内容等の自己評価

- ・保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育士等が行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 保育における子どもの理解
 - (3) 保育の計画と実践の振り返り
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

3 保育所による保育内容等の自己評価

- ・保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価に関して、基本的な流れと内容について記載
 - (1) 保育所が組織として行う保育内容等の自己評価の流れ
 - (2) 評価の観点・項目の設定
 - (3) 現状・課題の把握と共有
 - (4) 保育の改善・充実に向けた検討

4 保育所における保育内容等の自己評価の展開

- ・保育士等の自己評価とそれを踏まえた保育所の自己評価の取組の進め方、効果的・効率的な評価の実施のための留意点や工夫等について記載
 - (1) 保育の記録とその活用
 - (2) 保育所における取組の進め方
 - (3) 自己評価の方法とその特徴
 - (4) 自己評価に当たって考慮すべき事項

5 保育内容等の自己評価に関する結果の公表

- ・保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義・方法の例、公表に当たっての留意事項等について記載
 - (1) 自己評価の結果を公表する意義
 - (2) 自己評価の結果の公表方法
 - (3) 自己評価の結果の公表に当たって留意すべき事項

別添:保育内容等の自己評価の観点(例)、関係法令等

◆時間外労働の上限規制（中小企業）について「わかりやすい説明」資料を公表（厚生労働省）

令和2年3月25日、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室は、時間外労働の上限規制について「わかりやすい解説」資料を公表しました。

これは、大企業には2019年4月から適用されていますが、中小企業には2020年4月から適用されることから、改めて内容等を周知するものです。

（厚生労働省資料から全国保育協議会事務局抜粋）

法改正のポイント

- 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
 - ・時間外労働・・・年720時間以内
 - ・時間外労働＋休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。
- 原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月までです。
- 法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。
- 大企業への施行は2019年4月ですが、中小企業への適用は1年猶予され2020年4月となります。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 社会保障全般 > 社会保障全般分野のトピックス > 厚生労働省関係の主な制度変更（令和2年4月）について
□雇用・労働関係

時間外労働の上限規制（中小企業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198659_00006.html

わかりやすい解説（PDFファイル）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

これに関連して、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について」（厚生労働省発基0317第17号、令和2年3月17日）（「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染症拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（周知）」（事務連絡、令和2年3月17日））を发出しています。改めてご確認ください。

（抜粋および下線、全国保育協議会事務局）

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について

(前略)

この次官通知中、記の 2 の「新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合及び新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合」は例示であり、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断されるものではありませんが、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第 33 条第 1 項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、対象になり得るものであります。

(後略)

別添

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた 中小企業等への対応について

1 中小企業等への配慮

2 労働基準法第 33 条の解釈の明確化

労働基準法第 33 条第 1 項では、災害等による臨時の必要がある場合においては、労働基準監督署長の許可を受けて、又は事後の届出により、法定の労働時間を延長し、必要な限度において労働させることができると規定されている。

これについては、新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合又は新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合等が対象になり得るものであること。

3 1 年単位の変形労働時間制の運用の柔軟化

4 36 協定の特別条項の考え方の明確化

今般の新型コロナウイルス感染症の状況については、36 協定の締結当時には想定し得ないものであると考えられるため、例えば、36 協定の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」に、繁忙の理由が新型コロナウイルス感染症とするものであることが明記されていなくとも、一般的には特別条項の理由として認められるものであること。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「31」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html